

2025 年 9 月 9 日
一般社団法人日本少額短期保険協会

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

少額短期保険業者では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

なお、保険金や保険料等のお取扱いの詳細につきましては、ご契約されている少額短期保険業者により異なります。詳しくはご契約されている少額短期保険業者にお問い合わせください。

少額短期保険業者各社のお問い合わせ照会窓口は、下記リンクよりご確認ください。

[各社相談窓口一覧 - ご相談・お問合せ - 日本少額短期保険協会](#)

＜生命保険型商品の場合＞

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

＜損害保険型商品の場合＞

1. 継続契約の締結手続きの猶予

お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて一定期間、猶予いたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害」につきまして、9月8日付で福岡県が追加されております。

今回の災害救助法が適用された地域につきましては、内閣府のウェブサイトをご確認ください。

◆内閣府ウェブサイト

[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府](#)

以上